

対面授業へ向けてのガイドライン（2021年8月20日付）

ヒューストン日本語補習校

1、児童生徒は登校前に各家庭での検温を実施

◆ 発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合

- 担任へ報告し病欠欠席（自宅での病状確認）
- 病状が改善せず、微熱が続く、咳や喉の痛み等があり、体調が回復しない場合は病院で診断

◆ COVID-19 への感染確認がなされた場合

- 児童生徒が COVID-19 に感染した場合、保護者は担任又は事務局へ連絡
- COVID-19 に感染した児童生徒は『出席停止』。体調が回復し陰性が証明後に登校
- 家族及び児童生徒の感染が確定し、補習校に在籍する兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹は濃厚接触者として自宅待機『出席停止』措置（担任へ連絡）

2、児童生徒、教職員の COVID-19 感染が判明した場合、補習校としての対応

- 感染児童生徒の濃厚接触者は、担任、専科講師等の指導者、学級児童生徒（高等部は同履修者）
- 在籍する児童生徒の感染が確認されれば、その学級は次回の1授業日をリモート授業
- 濃厚接触者と認定された児童生徒は PCR 検査を受け、感染の有無を確認
- 教員は PCR 検査を受け感染が無いことを確認後、対面授業に当たる

3、教室内、授業中、昼食、お昼休みの過ごし方について

- 机の配置（個人机は正面へ向け、教室の状況に応じて机間の距離をできるだけ離す）
- マスクの着用（各家庭で準備、補習校としても予備を準備）
- 教室へのハンドサニタイザー常備
- 学級以外への訪問制限（必要な場合は担任へ報告承認を得る）
- 教室昼食（原則、正面を向き、できるだけ会話は控える）
- 昼休みは学年部を2グループに分け、ローテーションを組み屋外で遊べるようにする。

4、救護担当事務職員の新規採用とパトロール室とは異なる救護室（A223）の新設

- 救護担当事務職員を新規に採用（任務内容として薬品投与や直接的な治療は行わない）
- 救護担当事務職員はパトロール室に常駐し、けが等の対応や熱がある児童の一時判断を行う
- 熱がある児童生徒は、救護担当事務職員が新設の救護室に引率し一時待機させ保護者へ連絡

5、登下校時の対応

- 登校時、幼稚部～小3児童は、教室まで保護者1名が引率、小4児童～は校舎入り口まで
- 下校時、幼稚部～中等部児童生徒は、保護者1名が教室前でピックアップ
- 兄弟姉妹が在籍している場合は、上の学年の児童生徒からピックアップし、下学年へ移動
- 校舎内立ち入りは下校時間5分前以降とする（事前の立ち入り授業・展示物見学等を行わない）
- 校舎内での井戸端会議禁止